平成２５年（フ）第７２１号
仙台市青葉区大町２丁目３番５―801号
破産者　沢野　真吾
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７９９号
仙台市泉区南光台２丁目13番60号レオパレス南光台第一102、破産手続開始決定時の住所仙台市泉区上谷刈２丁目８番10号
破産者　花田　清輝
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３号
仙台市若林区霞目２丁目13番５号
破産者　芳賀ゆり子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１２９号
山形県東村山郡中山町大字長崎2320番地３
破産者　松田　利吉
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２２号
山形市飯塚町1353番地１　２―103号　県営飯塚住宅２
破産者　赤崎　貴彦
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２８号
山形県上山市泉川353番地の２
破産者　皆川豆腐店こと　齋藤　孝一
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３７号
山形市旭が丘８番１号
破産者　渡邊　俊一
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７６号
東京都調布市入間町２丁目６番地８　エテルノアイ405、開始決定時の住所富山県高岡市野村1713番地
破産者　守護　　健
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第６９号
石川県小松市粟津町ハ49番地
破産者　中華香楽こと　本谷　清人
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第５３８号
静岡県浜松市中区高丘北２丁目３番21号
破産者　橋本　　節
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４５１号
名古屋市中区大井町１番15号　サンセジュール東別院10Ｄ号
破産者　村瀬　裕也
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９７２号
名古屋市中川区高畑１丁目108番地の１　ドミール高畑105号、従前の住所名古屋市中村区稲葉地町５丁目21番地　タチビルＣ１号
破産者　村上　泰正
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０７６号
愛知県愛西市勝幡町駒捨場1297番地８
破産者　トラベルフレンドこと　堀田　勝利
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６７０号
名古屋市中村区豊国通２丁目25番地の１　コーポＲ＆Ｋ２―208号、従前の住所名古屋市中村区名駅５丁目14番４号　ワピタ名駅402号
破産者　古川　清次
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１７１号
愛知県小牧市大字久保一色225番地18
破産者　上野　邦治
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２１７号
名古屋市南区内田橋２丁目７番13号　豊和ハイツ７号
破産者　赤川サチ子
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２８１号
名古屋市中区新栄３丁目20番30号　ライオンズタワー千種601号、従前の住所愛知県春日井市坂下町５丁目1215番地346
破産者　森前　幸代
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３２１号
愛知県小牧市大字三ッ渕1852番地１
破産者　松本　　豊
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５４５号
大阪市平野区加美西１丁目15番８号
破産者　大衆かっぽういわさきこと　岩崎　初日
1　決定年月日　平成26年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部